

# 電気事業と税金

## 2016



電気事業連合会

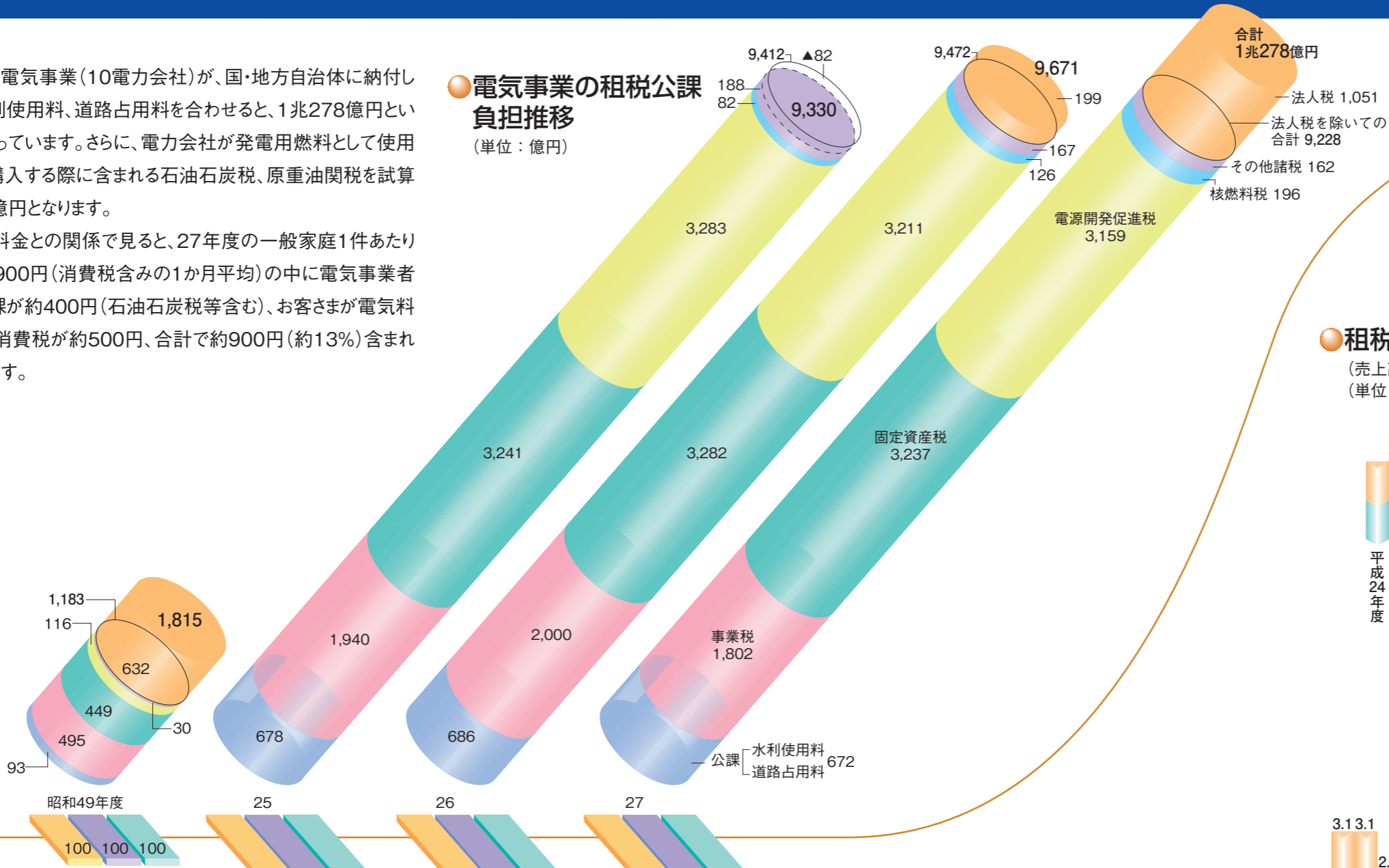
# 電気事業は1日あたり約33億円の税金を負担しています。

平成27年度に電気事業(10電力会社)が、国・地方自治体に納付した税金および水利使用料、道路占用料を合わせると、1兆278億円という巨額なものとなっています。さらに、電力会社が発電用燃料として使用する原重油等を購入する際に含まれる石油石炭税、原重油関税を試算すると、約1,860億円となります。

これらを、電気料金との関係で見ると、27年度の一般家庭1件あたりの電気料金約6,900円(消費税含みの1か月平均)の中に電気事業者の支払う租税公課が約400円(石油石炭税等含む)、お客さまが電気料金とともに支払う消費税が約500円、合計で約900円(約13%)含まれていることになります。

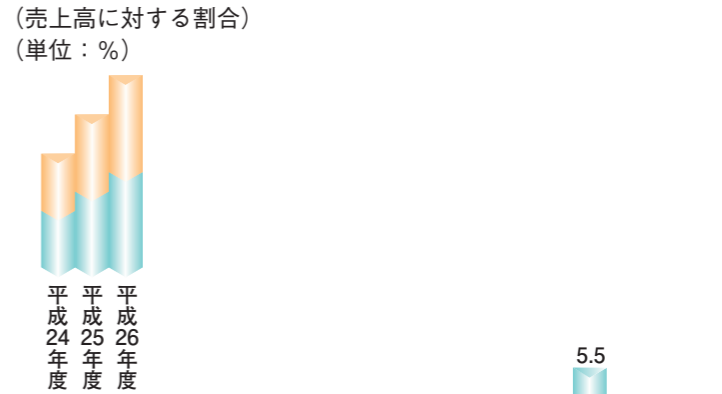
## 電気事業の租税公課負担推移

(単位：億円)



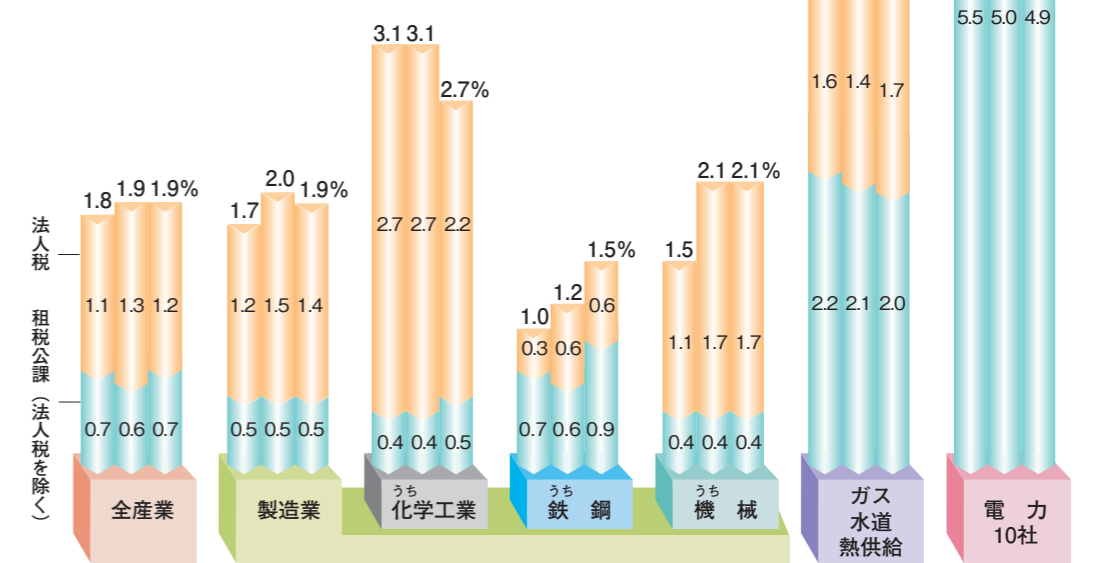
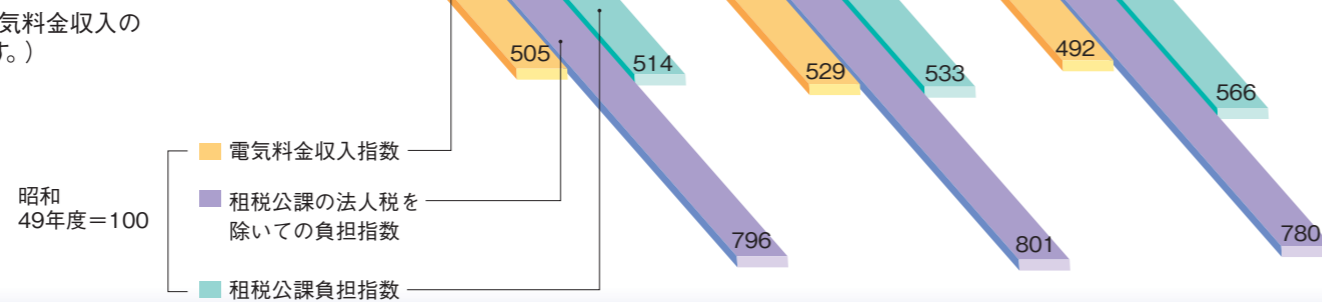
## 租税負担率の業種間比較

(売上高に対する割合)  
(単位：%)



## 電気料金収入と租税公課負担の推移

(租税公課の負担は電気料金収入の伸びを上回っています。)



出所：財務省「法人企業統計調査」より  
注：電力の租税公課には水利使用料、道路占用料を含む。

電気事業の税負担率は、他の産業に比べて極めて高水準です。

# なぜ電気事業の税負担は重いのでしょうか？

## 電気事業特有の税があるからです。

他の業種とは異なり、電気事業には“電源開発促進税”や“核燃料税”のような特有の税が課せられています。

### ●電源開発促進税(昭和49年度より実施)

電源開発促進対策のための財政上の措置に要する費用に充てるため、販売電力量を課税標準として一般電気事業者課せられるものです。

### ●核燃料税(昭和51年度より実施)

法定外普通税として、道県が条例を公布して施

行する(総務大臣に協議し、その同意を得ることが必要)もので、発電用原子炉に挿入された原子燃料の価額等を課税標準とし、その原子炉の設置者に課せられるものです。

なお、平成15年度から、新潟県柏崎市と鹿児島県薩摩川内市において、法定外税として、道県の核燃料税とは別に、発電が終わった段階の原子燃料に課税する「使用済核燃料税」が実施されています。

## ●電気事業に課せられる税

(平成28年9月現在)

		課税標準	税率												
一般の税	事業税(都道府県税)	各事業年度の収入金額	標準税率 約1.3%(地方人特別税含む)												
	固定資産税(市町村税)	土地・家屋および償却資産	標準税率 1.4%												
	法人税(国税)	各事業年度の所得	23.4%												
	その他	消費税・印紙税・都市計画税・不動産取得税・事業所税・登録免許税など													
電気事業特有の税	電源開発促進税(国税)	販売電気(電気事業者自らが使用した電気を含む)	375円/1,000kWh												
	核燃料税 [法定外普通税として道県が条例で定める]	発電用原子炉に挿入された原子燃料の価額等(課税期間…5年間)	各道県ごとに税率が定められている												
参考	石油石炭税(国税)	原油・石油製品・LPG・LNG・石炭の数量	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>原油・石油製品</th> <th>LPG・LNG</th> <th>石炭</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本則税率</td> <td>2,040円/kl</td> <td>1,080円/t</td> <td>700円/t</td> </tr> <tr> <td>現行(H28年4月~)</td> <td>2,800円/kl</td> <td>1,860円/t</td> <td>1,370円/t</td> </tr> </tbody> </table>		原油・石油製品	LPG・LNG	石炭	本則税率	2,040円/kl	1,080円/t	700円/t	現行(H28年4月~)	2,800円/kl	1,860円/t	1,370円/t
				原油・石油製品	LPG・LNG	石炭									
本則税率	2,040円/kl	1,080円/t	700円/t												
現行(H28年4月~)	2,800円/kl	1,860円/t	1,370円/t												
			※「地球温暖化対策のための課税の特例」により、段階的に税率が上乘せされている。												

## 事業税が収入金課税となっているからです。

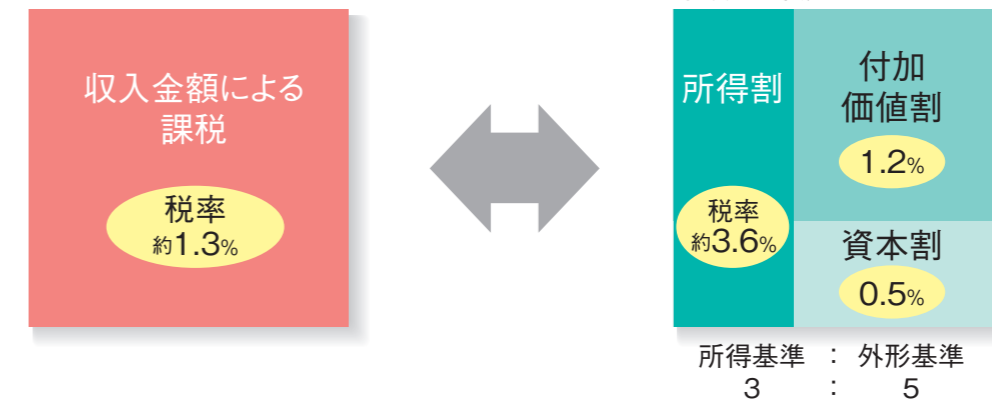
事業税の課税方式については、資本金1億円超の大法人には、平成16年度から外形標準課税が導入されていますが、電気事業を含めた3業種(電気、ガス、保険業)については、従来どおり、収入金課税となっています。

仮に、電気事業(10電力会社)の27年度の事業税額(1,802億円)を、「その他の事業」と同様の外形標準課税方式に置き換えてみますと約680億円となります。

## ●事業税の収入金課税方式と外形標準課税方式の比較(地方法人特別税含む)

収入金課税方式 (電気事業)

外形標準課税方式 (その他の事業)



## ●核燃料税率の推移

(平成28年9月現在)

	創設時期		現在		
	創設年	税率	税率	適用期間	備考
福井県	S51年	5%	17%(注1)	H23年11月~H28年11月	第7回更新
茨城県(注2)	S53年	5%	17%(注2)	H26年4月~H31年3月	第7回更新
愛媛県	S54年	5%	17%(注3)	H26年1月~H31年1月	第7回更新
佐賀県	S54年	5%	17%(注3)	H26年4月~H31年3月	第7回更新
島根県	S55年	5%	17%(注3)	H27年4月~H32年3月	第7回更新
静岡県	S55年	5%	17%(注3)	H27年4月~H32年3月	第7回更新
鹿児島県	S58年	7%	17%(注4)	H25年6月~H30年5月	第6回更新
宮城県	S58年	7%	12%	H25年6月~H30年6月	第6回更新
新潟県	S59年	7%	17%(注3)	H26年11月~H31年11月	第6回更新
北海道	S63年	7%	17%(注3)	H25年9月~H30年8月	第5回更新
石川県	H4年	7%	17%(注3)	H24年10月~H29年10月	第4回更新
青森県(注5)	H16年	10%(当面は12%)	15%(注5)	H26年4月~H31年3月	第3回更新

注1: 福井県の税率17%の内訳は、価額割8.5%、出力割8.5%相当(出力割は熱出力当たりの税額を税率に換算、以下同様)。なお、17%の税率のうち、2%は、福島第一原子力発電所事故に伴う緊急的な経費である。  
 注2: 茨城県の核燃料税は、11年4月から「核燃料等取扱税」として課税。税率17%の内訳は、価額割8.5%、出力割8.5%相当。  
 注3: 愛媛県、佐賀県、島根県、静岡県、新潟県、北海道、石川県の税率17%の内訳は、価額割8.5%、出力割8.5%相当。  
 注4: 鹿児島県の税率17%の内訳は、価額割12%、出力割5%相当。  
 注5: 青森県の核燃料税は、「核燃料物質等取扱税」として課税されている。税率15%の内訳は、価額割13%、出力割2%相当。  
 注6: 福島県では、昭和52年から平成24年まで核燃料税が課税されていたが、現在は廃止されている。

## 電気事業連合会

〒100-8118 東京都千代田区大手町1丁目3番2号 経団連会館内  
TEL:03(5221)1437